

さいたま市建築工事監理業務委託共通仕様書

新旧対照表

令和6年10月

新

旧

備考

さいたま市建築工事監理業務委託共通仕様書	さいたま市建築工事監理業務委託共通仕様書	改定年月の変更
令和6年 1 <u>0</u> 月	令和6年 4 <u>4</u> 月	
第2章 工事監理業務の内容 2. 1 一般業務の内容 一般業務の内容は、令和6年国土交通省告示第8<u>8</u>号（以下「告示」という。）別添一第2項に掲げるもののうち、地方自治法に基づく監督業務の一部として委託者が行うものを除いた次の1及び2に掲げる業務とし、受託者は、監督員の指示に従い、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。	第2章 工事監理業務の内容 2. 1 一般業務の内容 一般業務の内容は、平成31年国土交通省告示第9<u>8</u>号（以下「告示」という。）別添一第2項に掲げるもののうち、地方自治法に基づく監督業務の一部として委託者が行うものを除いた次の1及び2に掲げる業務とし、受託者は、監督員の指示に従い、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。	平成31年告示第98号の廃止、令和6年告示第8号の制定による変更